

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

道人事委員会規則

○規則の分類の一部を改正する規則.....	1
○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	1
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の一部を改正する規則.....	1
○北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則.....	13
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則.....	14
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	14
○北海道学校職員等の特殊勤務地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	15
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	16
○北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	17
○給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則.....	18
○農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則.....	18
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	19
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	20
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	20
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	20
○不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則.....	20
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	21
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則.....	21
○一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則.....	22
○職員からの苦情相談に関する規則.....	23

道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	24
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	24
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	25
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	26
○特設部局及びその級別の指定の一部改正.....	26

○準特設部局の指定の一部改正..... 26

道 人 事 委 員 会 規 則

規則の分類の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 1 - 9

規則の分類の一部を改正する規則

規則の分類（北海道人事委員会規則 1 - 0）の一部を次のように改正する。

「19 - の系列 任期付職員」を「19 - の系列 任期付職員
20 - の系列 苦情相談」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 2 - 41

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則 2 - 5）の一部を次のように改正する。

第3条の総務審査課の事項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 職員からの苦情相談に關すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 2 - 42

北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の一部を改正する規則

北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則（北海道人事委員会規則 2 - 26）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「平成」を削る。

別記第4号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第5号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第6号様式中「平成」を削り、

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第7号様式中「平成」を削り、

「この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

「1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第10号様式中

「この開示決定に不服がある場合は、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは に関する情報が開示されますので、御了承ください。」

を削り、

「	6 備 考	」
---	-------	---

を

「	6 備 考	」
---	-------	---

- この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

別記第11号様式中「北海道情報公開審査会」を「北海道情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則2 - 43

北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（北海道人事委員会規則2 - 23）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「委員会事務局総務課」を「委員会事務局総務審査課」に改める。

第4条中「第21条第5項、第25条第3項、第29条第2項及び第31条第2項」を「第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項」に改める。

第6条中「第16条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第7条中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条第1号中「又は別記第5号様式の個人情報開示（不存在）決定通知書」を削り、同条第2号中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第3号中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第8条を次のように改める。

（個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

第8条 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

第19条から第22条までを削る。

第18条中「第27条第1項」を「第32条」に改め、同条第1号中「別記第11号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第2号中「別記第12号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条を第22条とする。

第17条中「第26条第2項において準用する条例第16条第2項」を「第31条第3項」に、「別記第10号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条を第21条とする。

第16条中「第25条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第15条の見出し中「個人情報」を「訂正の請求に係る個人情報」に改め、同条を第19条とする。

第14条第1項中「第25条第1項」を「第29条第1項」に、「別記第9号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条第2項中「第25条第1項第4号」を「第29条第1項第5号」に改め、同条を第18条とする。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、同条第2項中「第23条第2項」を「第27条第2項」に改め、同条を第17条とする。

第12条中「第22条」を「第26条」に改め、同条を第16条とする。

第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条第1項中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条の2中「第21条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

（個人情報不存在通知書）

第9条 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

第10条 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

（1）開示請求年月日

（2）意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

第23条を次のように改める。

（訂正請求事案移送通知書）

第23条 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

本則に次の8条を加える。

（個人情報訂正実施通知書）

第24条 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。

（個人情報利用停止請求書）

第25条 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書（以下「利用停止請求書」という。）によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

（利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認）

第26条 委員会は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

第27条 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

第28条 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第29条 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書

（2）個人情報の利用停止をしないことと決定したとき 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

（審査会に諮問した旨の通知）

第30条 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等の通知）

第31条 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）条例第42条第1号の決定をしたとき 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

（2）条例第42条第2号の決定をしたとき 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

別記第1号様式中「平成」を削る。

別記第2号様式中「7 受 理 年 月 日」を「7 受 付 年 月 日」に改め、「平成」を削る。

別記第3号様式中「平成」を削り、「第16条第2項」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第19条第1項本文」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

「

理 由	延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個 (3) 北海道個
	理 由	

」

個人情報保護条例第19条第1項ただし書
個人情報保護条例第19条第2項本文
個人情報保護条例第19条第2項ただし書

に改める。

」

別記第4号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改める。

別記第5号様式を削る。

別記第6号様式中「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

5	備	考
---	---	---

を

5	備	考
---	---	---

- この不開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改め、

「
教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を削り、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「第15条、第16条関係」を「第19条、第20条、第26条、第27条関係」に改め、「平成」を削り、「第16条第1項」を「第19条第1項」に、

6	備	考
---	---	---

を

6	備	考
---	---	---

- この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議

申立てをすることができます。

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改め、

「
教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を削り、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 存否を明らかにしない理由	北海道個人情報保護条例第18条に該当
3 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
4 備 考	

- この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道

人事委員会に対して異議申立てをすることができます。

- 2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第9条関係）

個 人 情 報 不 存 在 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長



年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 不 存 在 の 理 由	
3 担 当 課	
4 備 考	

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日

から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第13号様式から別記第15号様式までを削る。

別記第12号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「
教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

- 「1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第15号様式とする。

別記第11号様式中「第18条関係」を「第22条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、

「
教 示
この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。」

を

- 「1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改め、同様式を別記第14号様式とする。

別記第10号様式中「第17条関係」を「第21条関係」に改め、「平成」を削り、「第26条第2項において準用する同条例第16条第2項」を「第31条第2項」に、「第26条第1項」を「第31条第1項」に、「期間を延長する」を「延長区分、延長の」に、

理 由		延長区分	(1) 北海道個 (2) 北海道個
		理 由	

個人情報保護条例第31条第2項本文 個人情報保護条例第31条第2項ただし書

に改め、同様式を別記第13号様式とする。

別記第9号様式中「第14条、第16条関係」を「第18条、第20条関係」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に、

1 訂正を求める箇所	
------------	--

を

1 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 訂正を求める箇所	

に、「2 訂正を求める内容」を「3 訂正を求める内容」に、「3 及び4」を「4 及び5」

に、「3 本人の氏名及び住所」を「4 本人の氏名及び住所」に、「4 本人の未成年者又成年被後見人の別（該当する番号を○印でんでください。）

は該 困 を 「5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印でんでください。）」に、「5 から9まで」を「6 から10まで」に、「5 請

求者の本人確認」を「6 請求者の本人確認」に、「6 請求資格確認」を「7 請求資格確認」に、「7 受理年月日」を「8 受付年月日」に改め、「平成」を削り、「8 担当課等」を「9 担当課等」に、「9 備考」を「10 備考」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別記第8号様式の次に次の3様式を加える。

別記第9号様式（第10条関係）

開 示 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 請求に係る個人情報の内容	
2 移送をした理由	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした実施機関の担当課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等	実施機関 (部 課) 電話 (内線)
6 備考	

注 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。
不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 

北海道個人情報保護条例に基づき、 年 月 日に次のとおり

に関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御返送ください。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている に関する 情報の内容	
2 北海道個人情報保護 条例第17条の規定によ り開示をする理由	
3 意見書の提出先 (担 当 課)	(〒 -) 北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線) FAX
4 備 考	

（日本工業規格A4）

別紙

個人情報の開示決定に係る意見書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

住 所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）

氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 開示請求に係る個人情報 に含まれている自己に 関する情報の内容		
2 開示決定に対する反対 意思の有無	有	無
3 意見	開示されると 支障がある部分	
	開示されると 支障がある理由	

注 2の欄は、該当する方を○印で囲んでください。
なお、2の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3の欄に意見を具体的に記載してください。

（日本工業規格A4）

別記第11号様式（第11条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 

年 月 日付けの に関する情報が含まれている個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のと

おり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

1 開示請求に係る個人情報に含まれている に に関する情報の内容	
2 開示決定年月日及び 番号	年 月 日付け 第 号
3 開示決定をした理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

- 1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式（第23条関係）

訂 正 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長

印

年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

1 訂正請求に係る個人情報 の内容	
2 移 送 を し た 理 由	
3 移 送 を し た 日	年 月 日
4 移送をした実施機関 の担当課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
5 移送を受けた実施機 関及び当該実施機関に おける担当部課等	実施機関 部 課 電話 (内線)
6 備 考	

注 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。

不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。

（日本工業規格A4）

別記第16号様式の次に次の8様式を加える。

別記第17号様式（第24条関係）

個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

北海道人事委員会委員長 

年 月 日付けで提供をした個人情報について北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

1 提供をした個人情報の内容	
2 訂正をした箇所及び内容	
3 訂正年月日	年 月 日
4 担当課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
5 備考	

(日本工業規格A4)

別記第18号様式（第25条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道人事委員会委員長 様

住所
氏名

連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第1項又は同条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止を求める箇所	
3 利用停止を求める内容及び理由	

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

4 本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。）	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人

次の6から10までの欄は、記入する必要はありません。

6 請求者の本人確認	(1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証 (3) 旅券 (4) その他()
7 請求資格確認	(1) 法定代理人() (2) その他()
8 受付年月日	年 月 日
9 担当課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
10 備考	

注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

(日本工業規格A4)

別記第19号様式（第28条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る個人情報の内容			
2 北海道個人情報保護条例第38条第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期	延長区分	(1) 北海道個人情報保護条例第38条第2項本文 (2) 北海道個人情報保護条例第38条第2項ただし書	
	理 由		
	決定時期	年 月 日	
4 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)		
5 備 考			

(日本工業規格A4)

別記第20号様式(第29条関係)

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所及び内容	
2 利用停止をする箇所及び内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 一部利用停止をする理由(一部利用停止をするときのみ記入)	
5 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

- この利用停止決定(以下「処分」という。)に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日(1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(日本工業規格A4)

別記第21号様式（第29条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止を求めた箇所	
2 利用停止をしない理由	
3 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
4 備 考	

- 1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道人事委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道人事委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（日本工業規格A4）

別記第22号様式（第30条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

年 月 日付けの異議申立てについて、北海道個人情報保護条例第40条の規定により、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報の内容及び決定	
2 異議申立ての内容	
3 諮 問 を し た 日	年 月 日
4 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
5 備 考	

（日本工業規格A4）

別記第23号様式（第31条関係）

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長 印

に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報）	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

（日本工業規格A4）

別記第24号様式（第31条関係）

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道人事委員会委員長

印

に関する情報が含まれている個人情報について、年 月

日付け 第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

1 異議申立てに係る個人情報（非開示とした個人情報のうち、異議申立人が開示を求めた情報）のうち、に関する情報	
2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報	
3 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由	
4 開示を実施する日	年 月 日
5 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

（日本工業規格A4）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則3-22

北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則
北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則（北海道

人事委員会規則3 - 3)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第2条中第53号を第57号とし、第52号の次に次の4号を加える。

(53) 職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20 - 0。以下「苦情相談規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員相談員を指名すること。

(54) 苦情相談規則第4条第1項の規定に基づき、職員相談員の行う指導、あっせんその他の必要な措置を指揮監督すること。

(55) 苦情相談規則第4条第2項の規定に基づき、苦情相談の処理を打ち切ること。

(56) 苦情相談規則第9条第1項の規定に基づき、情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則6 - 33

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6 - 0）の一部を次のように改正する。

第13条中「（以下「採用試験」という。）」を「（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第67号）第3条各項及び第4条各項に基づき、採用するための競争試験を含む。以下「採用試験」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1079

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 27）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「農業改良課」を「食品政策課」に改める。

第6条第1項第3号中「土地改良指導課、農村計画課、農村振興課」を「農村設計課、農業施設管理課、農村計画課」に改め、同条第2項第1号中「土地改良指導課、農村振興課」を「農村設計課、農業施設管理課」に改める。

第7条の3第3号を次のように改める。

(3) 1等航海士、1等機関士、船務班長、甲班長及び操機長 1.2

第9条第1項中「、釧路病院」を削る。

別記様式その3備考1中「表は、」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項及び第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間がある職員以外の職員の」を加え、同様式備考5中「北海道条例第3号」を「北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。」に改め、同様式備考7中「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「道職員勤務時間等条例」に、「同条例」を「道職員勤務時間等条例」に改め、同様式を別記様式その3の1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

その3の2

特 殊 勤 務 手 当 支 給 実 績 簿

所 属 長 印		所 属 部 課 （ 部 局 ） 名					手 当 の 名 称			
正規の勤務時間数		部分休業時間数		要勤務時間数		休日等以外の要勤務時間数		(平成 年 月分)		
氏 名	級・号俸	部分休業による減額後の手当月額	支 給 割 合	支 給 額	業務等に従事した時間数			要勤務時間数 × 64 / 正規の勤務時間数	休日等以外の要勤務時間数の 1 / 2	摘 要
					出張	研修	公務上の負傷等			
		円	/ 100	円						

正規の勤務時間数		部分休業時間数		要勤務時間数		休日等以外の要勤務時間数				
氏名	級・号俸	部分休業による減額後の手当月額	支給割合	支給額	業務等に従事した時間数			要勤務時間数 × 64 / 正規の勤務時間数	休日等以外の要勤務時間数の 1 / 2	摘要
					出張	研修	公務上の負傷等			
		円	/ 100	円						

- 備考 1 この表は、地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間（以下「部分休業時間」という。）がある職員の各種特殊勤務手当のうち手当額が月額で定められているもの（医学研究調査手当及び海外事務所勤務手当を除く。）について、特殊勤務手当の種類ごとに作成するものとし、手当の名称欄には当該手当の名称を記入すること。
- 2 正規の勤務時間数欄には道職員勤務時間等条例第2条から第5条まで及び第8条第1項の規定により定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の合計を、部分休業時間数欄には部分休業時間の合計を、要勤務時間数欄には正規の勤務時間から部分休業時間を差し引いた時間（以下「要勤務時間」という。）の合計（1時間に満たない時間があるときは、これを0.5とする。以下同じ。）を、休日等以外の要勤務時間数欄には休日等以外の日における要勤務時間の合計をそれぞれ記入すること。
- 3 部分休業による減額後の手当月額欄には、本来の特殊勤務手当の額から北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条の規定により減額する額のうち当該手当に係る額を差し引いた額を記入すること。
- 4 支給割合欄には、条例第30条の2第4項の規定を適用する場合に手当額に乗ずることとなる割合を記入すること。
- 5 業務等に従事した時間数欄には、条例第30条の2第2項に規定する「業務等に従事した日」における要勤務時間の合計を記入するとともに、出張（当該業務等に係るものに限る。）、研修（当該業務等に係るものに限る。）及び公務上の負傷等により当該業務等に従事しなかった日における要勤務時間の合計をそれぞれ当該時間数の内数として記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1080

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 28）の

一部を次のように改正する。

別記様式その6備考1中「表は、」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項及び第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間がある職員以外の職員の」を加え、同様式備考6中「北海道条例第21号」を「北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。」に、「北海道条例第81号」を「北海道条例第81号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」に改め、「含む。」の次に「以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。」を加え、同様式備考8中「北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「学校職員勤務時間等条例」に、「同条例」を「学校職員勤務時間等条例」に改め、同様式を別記様式その6の1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

その6の2

特 殊 勤 務 手 当 支 給 実 績 簿

所属長印	学 校 名	手 当 の 名 称
正規の勤務時間数	部分休業時間数	要勤務時間数
		休日等以外の要勤務時間数
		(平成 年 月分)

氏 名	級・号俸	部分休業による減額後の手当月額	支 給 割 合	支 給 額	業務等に従事した時間数			休日等以外 の要勤務時間数 の1 / 2	休日等以外 の要勤務時間数 の1 / 3	摘 要
					出張	研修	公務上の 負 傷 等			
		円	/ 100	円						

正規の勤務時間数		部分休業時間数		要勤務時間数		休日等以外の要勤務時間数				
氏 名	級・号俸	部分休業による減額後の手当月額	支 給 割 合	支 給 額	業務等に従事した時間数			休日等以外の要勤務時間数の 1 / 2	休日等以外の要勤務時間数の 1 / 3	摘 要
					出張	研修	公務上の負 傷 等			
		円	/ 100	円						

備考

- 1 この表は、地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間（以下「部分休業時間」という。）がある職員の特殊勤務手当のうち、多学年学級担当手当、舎務手当及び夜間課程勤務手当について、各別に作成するものとし、手当の名称欄には当該手当の名称を記入すること。
- 2 正規の勤務時間数欄には学校職員勤務時間等条例第3条から第6条までの規定により定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の合計を、部分休業時間数欄には部分休業時間の合計を、要勤務時間数欄には正規の勤務時間から部分休業時間を差し引いた時間（以下「要勤務時間」という。）の合計（1時間に満たない時間があるときは、これを0.5とする。以下同じ。）を、休日等以外
の要勤務時間数欄には休日等以外の日における要勤務時間の合計をそれぞれ記入すること。
- 3 部分休業による減額後の手当月額欄には、本来の特殊勤務手当の額から北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条の規定により減額する額のうち当該手当に係る額を差し引いた額を記入すること。
- 4 級・号俸欄には、夜間課程勤務手当についてこの表を作成する場合に記入すること。
- 5 支給割合欄には、条例第16条第3項の規定を適用する場合に手当額に乗ずることとなる割合を記入すること。
- 6 業務等に従事した時間数欄には、条例第16条第1項に規定する「業務等に従事した日」における要勤務時間の合計を記入するとともに、出張（当該業務等に係るものに限る。）、研修（教育公務員特例法第22条第2項に規定するものを除き、当該業務等に係るものに限る。）及び公務上の負傷等により当該業務等に従事しなかった日における要勤務時間の合計をそれぞれ当該時間数の内数として記入すること。
- 7 摘要欄には、舎監又は夜間課程勤務の命免年月日等手当額支給上必要な事項を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1081

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 29）

の一部を次のように改正する。

第6条の5中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改める。

別記様式その2備考1中「この実績簿は、」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項及び第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間がある職員以外の職員の」を加え、同様式備考3中「第8条第2項及び第3項」を「第8条」に改め、同様式備考4中「第8条第2項」を「第8条第1項」に改め、同様式備考5中「北海道条例第3号」を「北海道条例第3号。以下「職員勤務時間等条例」という。」に改め、同様式備考8中「第8条第3項」を「第8条第2項」に、「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「職員勤務時間等条例」に、「同条例」を「職員勤務時間等条例」に

改め、同様式を別記様式その2の1とし、同様式の次に次の1様式を加える。

その2の2

特殊勤務手当支給実績簿

所属長印		部（署）課名		手 当 の 名 称	
------	--	--------	--	--------------	--

（平成 年 月分）

正規の勤務 時間数		部分休業時間数		要 勤 務 時 間 数		休日等以外の要勤 務時間数				
氏 名	作業の 区 分	部分休業に よる減額後 の手当月額 (円)	支給割合	支 給 額 (円)	作業等に従事した時間数			要勤務時間数 × 64 / 正 規 の 勤 務時間数	休日等以外の 要勤務時間数 の 1 / 2	摘要
					出張	研修	公務上の 負 傷 等			
			/ 100							

備考

- この実績簿は、地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった時間（以下「部分休業時間」という。）がある職員の特殊勤務手当のうち手当額が月額で定められているものについて、その種類別に作成すること。
- 正規の勤務時間数欄には職員勤務時間等条例第2条から第5条まで及び第8条第1項の規定により定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の合計を、部分休業時間数欄には部分休業時間の合計を、要勤務時間数欄には正規の勤務時間から部分休業時間を差し引いた時間（以下「要勤務時間」という。）の合計（1時間に満たない時間があるときは、これを0.5とする。以下同じ。）を、休日等以外の要勤務時間数欄には休日等以外の日における要勤務時間の合計をそれぞれ記入すること。
- 作業の区分欄には、規則第3条第1項各号に掲げる作業の区分を記入すること。
- 部分休業による減額後の手当月額欄には、本来の特殊勤務手当の額から北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条の規定により減額する額のうち当該手当に係る額を差し引いた額を記入すること。
- 支給割合欄には、条例第8条の規定を適用する場合に手当額に乗ずることとなる割合を記入すること。
- 作業等に従事した時間数欄には、条例第8条第1項に規定する「作業等に従事した日」における要勤務時間の合計を記入するとともに、出張（当該作業等に係るものに限る。）、研修（当該作業等に係るものに限る。）及び公務上の負傷等により当該作業等に従事しなかった日における要勤務時間の合計をそれぞれ当該時間数の内数として記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1082

北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 180）の一部を

次のように改正する。

第2条第2号中アからウまでを次のように改める。

ア 普及指導員（北海道職員等の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第20条の2第1項第2号に規定する職員をいう。イ及びウにおいて同じ。）

イ 水産業普及指導員

ウ 林業普及指導員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1083

給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第1条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 188）の一部を次のように改正する。

別表第1道立精神病院の項第3号中「総看護師長、」を削り、同項第6号から第8号までの規定中「(9)」を「(10)」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 総看護師長

（給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7 - 381）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「（看護師長）」を「（総看護師長、看護師長）」に改め、同項中「、「総看護婦長」とあるのは「総看護師長」と」を削る。

附則第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、療養所であった道立病院に勤務する総看護師長、看護師長、看護師及び准看護師の給料の調整額について準用する。この場合において、同項中「とする。」とあるのは、「と、「看護婦長、看護婦及び准看護婦」とあるのは「看護師長、看護師及び准看護師」と、「3」とあるのは「2」と、「総看護婦長」とあるのは「総看護師長」と、「2」とあるのは「1」とする。」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1084

農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 232）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第2条第1項本文中「、同項第1号に掲げる職員である場合にあっては」及び「（第3条において「専門技術員」という。）」を削り、同項第1号中「第14条の2」を「第8条」に、「専門技術員」を「普及指導員」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 林業関係にあっては、森林法（昭和26年法律第249号）第187条の規定により設置される林業普及指導員

第2条第1項第3号アを次のように改める。

ア 農林水産大臣が行う水産業普及指導員資格試験に合格した者（当該試験に合格した者とみなされるものを含む。）

第2条第1項第3号イ中「別表に掲げる試験研究機関又は」を削り、「別表に掲げる教育機関において」を「財団法人漁村教育会全国漁業協同組合学校において、」に改める。

第2条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

（支給の要件）

第3条 農林漁業普及指導手当の支給の要件は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 267）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職を占めている職員には、農林漁業普及指導手当を支給しない。

(1) 常勤の職員 月の初日から末日までの間において、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定により定められた週休日並びに給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、給与条例第20条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通

勤による負傷若しくは疾病を含む。以下同じ。）、公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号。以下「派遣条例」という。）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（派遣条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計がその月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していること。

(2) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における短時間勤務職員として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない時間の合計が、その月に短時間勤務職員として勤務を要する時間の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していること。

第4条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。
別表を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1085

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 267）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「職員監」を「職員監
参事監」に改め、

同部保健福祉事務所の項中

支所長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3種）	を	支所長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3種）	に、
			分室長	4 種	

「主幹（人事委員会の定めるものに限る。）を「主幹（人事委員会の定めるものに限る。）に改め、同部土木現業所の項中
社会福祉事務出張所長 社会福祉事務出張所長
分室長 所長

「主任技師
ダム管理室長 を「主任技師」に、 「出張所事務所長 を「出張所事務所長」に改め、
ダム整備室長 総合ダム事務所長

同部東京事務所の項中「課 長」を「課 長
参 事」に改め、

同部自治政策研修センターの項中「課 長 参 事」を「課 長」に、 「課長補佐 主 幹」を「課長補佐」に改め、

同部道立病院の項中

庶務課長 診療部長 総看護師長 副総看護師長	5 種	を	総看護師長	4 種	に改め、
			庶務課長 診療部長 副総看護師長	5 種	

同部道立精神病院の項中

庶務課長 総看護師長	5 種	を	総看護師長	4 種	に改め、
			庶務課長	5 種	

同部高等技術専門学院の項中

課長（人事委員会の定めるものに限る。）	5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、6種）	を	課 長	5 種	に改め、
---------------------	----------------------------	---	-----	-----	------

「5 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、6種）を「5 種」に改め、
同部障害者職業能力開発校の項中
同部医科大学附属病院の項中

部 長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
-----	-----------------------------

を

部 長	4 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）
主 幹	4 種

に改める。

「教育指導監

別表教育庁の部本庁の項中「教育指導監」を

新しい高校づくり

推進室長

」

同部教育局の項中

局 長	1 種
-----	-----

を

局 長	1 種
指導主幹	2 種

に改める。

「参事官

別表警察部局の部警察本部の項中「参事官」を

組織犯罪対策局長

運転免許センター

長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1086

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 280）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項第6号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第23条第1項第4号中「道職員給与条例第5条第11項、学校職員給与条例第6条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務」を「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

第27条第2項に次の1号を加える。

(4) 法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった期間については、その2分の1の期間

第29条の6第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定により承認を受けて勤務しなかった

期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1087

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 284）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「（以下「特定再任用短時間勤務職員」という。）」を削る。

第8条の2第1号中「第11条第2項第2号」を「第11条第2項第2号若しくは第3号」に、

「第10条の2の4第2項第2号」を「第10条の2の4第2項第2号若しくは第3号」に、

「第13条第2項第2号（特定再任用短時間勤務職員にあっては、道職員給与条例第11条第2項第3号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号又は警察職員給与条例第13条第2項第3号）」を「第13条第2項第2号若しくは第3号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則 7 - 1088

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則 7 - 405）の一部を次のように改正する。

「一等航海士	「一等航海士
別表第2ウの表中	一等機関士
一等機関士	を
通 信 長	通 信 長
通 信 長	に改める。
	船 務 班 長」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会規則11 - 21

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道人事委員会規則11 - 17）の一部を次のように改正する。

第62条第2項中「3月」を「6月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第62条第2項の規定は、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第62条第2項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会規則13 - 56

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13 - 42）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「という。）」の次に「又は同条第3項で規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加え、「条例第2条第2項の」を「同条第2項の」に改め、「再任用短時間勤務職員の勤務時間」の次に「又は同条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間」を加える。

第7条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項第2号中「以下同じ。）」の次に「及び任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条から第4条までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「再任用職員」の次に「及び任期付職員」を加える。

第11条第1項中第22号を第23号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「職員の」を「職員が」に改め、「が出産する場合で、職員が配偶者」及び「必要と認められる入院の付添い等のため」を削り、「とき」を「場合」に改め、「3日」の次に「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、24時間）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 育児参加休暇 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過

する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）の範囲内の期間

第11条第2項中「及び第14号」を「、第14号及び第15号」に改め、同条第3項中「第15号及び第16号」を「第16号及び第17号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項第13号から第15号までの休暇の単位は、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る同項第13号及び第14号の休暇にあっては、1時間）とする。

第14条中「第11条第9号」を「第11条第1項第9号」に改める。

第15条中「第11条各号」を「第11条第1項各号」に改める。

第18条第2項及び第3項中「第11条第10号」を「第11条第1項第10号」に改める。

第19条中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日（特別な事情により任命権者がやむを得ないと認める場合は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日）までに」を「あらかじめ」に改める。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同条の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第11条第1項第13号の人事委員会が定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員で、同日前の当該期間にこの規則による改正前の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第13号の休暇を使用したものについては、人事委員会が定める日又は時間の新規則第11条第1項第13号の休暇を使用したものとみなす。

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会規則13 - 57

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13 - 43）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「という。）」の次に「又は同条第3項で規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加え、「条例第2条第2項の」を「同条第2項の」に改め、「再任用短時間勤務職員の勤務時間」の次に「又は同条第3項の規定に基づき定められた任期付短時間勤務職員の勤務時間」を加える。

第7条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項第2号中「以下同じ。）」の次に「及び任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条から第4条までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項中「再任用職員」の次に「及び任期付職員」を加える。

第11条第1項中第22号を第23号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「職員の」を「職員が」に改め、「が出産する場合、職員が配偶者」及び「必要と認められる入院の付添い等のため」を削り、「とき」を「場合」に改め、「3日」の次に「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、24時間）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (14) 育児参加休暇 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の前日から起算して8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）の範囲内の期間

第11条第2項中「及び第14号」を「、第14号及び第15号」に改め、同条第3項中「第15号及び第16号」を「第16号及び第17号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項第13号から第15号までの休暇の単位は、1日又は1時間（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に係る同項第13号及び第14号の休暇にあっては、1時間）とする。

第14条中「第11条第9号」を「第11条第1項第9号」に改める。

第15条中「第11条各号」を「第11条第1項各号」に改める。

第18条第2項及び第3項中「第11条第10号」を「第11条第1項第10号」に改める。

第19条中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日（特別な事情により任命権者がやむを得ないと認める場合は、当該休暇の承認を受けよ

うとする期間の始まる日の前日）までに」を「あらかじめ」に改める。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同条の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第11条第1項第13号の人事委員会が定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員で、同日前の当該期間にこの規則による改正前の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条第1項第13号の休暇を使用したものについては、人事委員会が定める日又は時間の新規則第11条第1項第13号の休暇を使用したものとみなす。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則19 - 1

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（北海道人事委員会規則19 - 0）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項及び第4項並びに第6条」を「第7条第2項及び第4項、第8条第1項、第10条第4項、第6項及び第8項並びに第11条」に、「の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の採用及び」を「、第3条各項及び第4条各項の規定により職員及び短時間勤務職員の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員及び短時間勤務職員（以下「任期付職員」という。）の」に改める。

第2条の見出しを「（条例第2条の規定による採用の公正の確保）」に改め、第2条の次に次の1条を加える。

（条例第3条及び第4条の規定による採用の方法）

第2条の2 条例第3条各項及び第4条各項の規定に基づき、任期を定めて職員及び短時間勤務職員を採用する場合は、競争試験によるものとする。ただし、職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6 - 0。以下「任用規則」という。）第7条各

号に掲げる職への採用は、選考によるものとする。

第3条中「、職員に対して」を削り、同条第1号中「任期付職員」を「条例第2条各項、第3条各項及び第4条各項の規定により任期を定めて職員及び短時間勤務職員」に改める。

第4条中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第5条中「第4条第4項」を「第7条第4項」に改める。

第7条中「職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6-0）」を「任用規則」に改める。

第10条中「任期付職員の採用及び」を「職員及び短時間勤務職員の任期を定めた採用並びに任期付職員の」に改め、同条を第17条とし、第9条の次に次の7条を加える。

（第3条任期付職員の給料月額決定の特例）

第10条 第3条任期付職員（条例第5条に規定する第3条任期付職員をいう。）の条例第8条第1項に規定する人事委員会規則で定める号俸は、初任給等規則第11条から第17条までの規定を適用した場合に得られることとなる号俸とする。ただし、特別の事情によりこれにより難い場合にあっては、任命権者は人事委員会と協議して定める号俸とすることができる。

（通勤手当の減額）

第11条 条例第10条第4項、第6項及び第8項に規定する人事委員会規則で定める者は、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とする。

（任期付短時間勤務職員に係る規定の準用）

第12条 北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-28）第2条第2項第3号の規定は、任期付短時間勤務職員（条例第5条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、同号中「第3条第2項」とあるのは「第3条第3項」と読み替えるものとする。

第13条 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）第3条第2項の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同項中「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と読み替えるものとする。

第14条 給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）第3条括弧書の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条中「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「第3条第2項」とあるのは「第3条第3項」と読み替えるものとする。

第15条 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）第22条の2第3項括弧書の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条中「第2条第2項」とあるのは「第2条第3項」と、「第3条第2項」とあるのは「第3条第3項」と読み替えるものとする。

第16条 義務教育等教員特別手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-462）第3条括

弧書の規定は、任期付短時間勤務職員について準用する。この場合において、同条中「第3条第2項」とあるのは「第3条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則20-0

職員からの苦情相談に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）を含む。）をいい、離職した職員を含む。次条及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談（県費負担教職員にあっては、市町村教育委員会の権限に属する事項に係るものを除く。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、離職又は法第28条の4から第28条の6までの規定に基づく採用に関する苦情相談に限るものとする。

（職員相談員）

第3条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局総務審査課の職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

2 職員相談員は、上司の命を受け、苦情相談に関する事務を行う。

（苦情相談の処理）

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が苦情相談の処理の継続を求める場合において、当該苦情相談に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他苦情相談の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該苦情相談の処理を打ち切るものとする。

3 苦情相談に係る問題について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道

人事委員会規則11 - 17）第6条の規定による受理がされたとき又は勤務条件に関する措置の要求規則（北海道人事委員会規則11 - 0）に基づく措置の要求が受理されたときは、当該苦情相談の処理は打ち切られたものとみなす。 （調査） 第5条 職員相談員は、申出人、当該申出人の任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者又は同条第2項の規定により権限を委任された者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。 （記録の作成等） 第6条 職員相談員は、苦情相談ごとにその概要及び処理状況について記録を作成しなければならない。 2 職員相談員は、前項の規定による記録を年度ごとに取りまとめ、人事委員会に報告しなければならない。 （秘密の保持） 第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に従事しなくなった後も、同様とする。 （任命権者の配慮義務） 第8条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。 （人事委員会及び任命権者の協力） 第9条 人事委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。 2 前項に規定するほか、人事委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。 （雑則） 第10条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	平成17年4月1日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 第3項第3号中「酪農畜産課」を「畜産振興課」に改める。 北海道人事委員会告示第6号 平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。 平成17年4月1日 北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄 石狩支庁管内の項中 「千歳市長都 千歳市長都 長都小学校 長都中学校 1 1 及び」 「当別町字中小屋 中小屋中学校 1 を削」 り、渡島支庁管内の項中 「函館市女那川町 尻岸内中学校 1 を削」 り、「東光中学校」を「恵山中学校」に改め、 「長万部町字双葉 双葉小学校 1 を削」 り、檜山支庁管内の項中 「上ノ国町字大崎 大崎小学校 1 」、 「北檜山町字若松 若松小学校 2 及び」 「北檜山町字丹羽 丹羽中学校 1 を削」 り、上川支庁管内の項中 「旭川市東鷹栖10線 近文第三小学校 2 」、 「南富良野町字落合 落合中学校 2 」、 「南富良野町字金山 金山中学校 2 及び」
道 人 事 委 員 会 告 示	
北海道人事委員会告示第5号 昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正する。	

「 南富良野町字下金山 下金山中学校 2 を削 り、「幾寅中学校」を「南富良野中学校」に改め、	「 占冠村字占冠 占冠小学校 2 和寒町字中和 中和小学校 1 を削 和寒町字北原 北原小学校 1 」
り、留萌支庁管内の項中	
「 小平町字達布 達布小学校 3 、	
「 苫前町字力昼 力昼小学校 2 、	
「 羽幌町大字天売字和浦 羽幌町天売地区学校給食センター 5 及び	
「 羽幌町字上築 幌北小学校 2 を削	
り、宗谷支庁管内の項中	
「 歌登町中央 幌別中央小学校 2 及び	
「 礼文町大字香深村字シレトコマナイ 尺忍小学校 4 を削	
り、網走支庁管内の項中	
「 紋別市藻別 藻別小学校 2 及び	
「 端野町字緋牛内 緋牛内小学校 1 を削	
り、胆振支庁管内の項中	
「 豊浦町字美和 美和小学校 2 及び	
「 豊浦町字礼文華 礼文華中学校 1 を削	
り、十勝支庁管内の項中	
「 清水町字熊牛 熊牛小学校 3 清水町字熊牛 松沢小学校 2 清水町字下佐幌基線 下佐幌小学校 1 、 清水町字人舞 下人舞小学校 1 」	
「 大樹町字茅武 歴舟小学校 2 、	
「 浦幌町字常室 常室小学校 2 浦幌町字共栄 吉野小学校 1 及び	
「 浦幌町字オコッペ 厚内中学校 1 を削	
り、釧路支庁管内の項中	
「 標茶町字上オソツベツ原野基線 上御卒別小学校 3 標茶町字上オソツベツ原野基線 上御卒別中学校 3 及び	
「 鶴居村字久著呂原野北17線 下久著呂小学校 3 を削	
り、根室支庁管内の項中	
「 中標津町字西竹 西竹中学校 3 、	
「 中標津町字養老牛 養老牛中学校 3 及び	
「 標津町字川北北8線 北標津小学校 2 標津町字川北北8線 北標津中学校 2 を削	
る。	
北海道人事委員会告示第7号	
平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正する。	
平成17年4月1日	
北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄	
上川支庁管内の項中	

「	当麻町1571	伊香牛小学校	」を
削り、網走支庁管内の項中			
「	端野町字2区	端野町学校給食センター	」を
削り、釧路支庁管内の項中			
「	釧路市桂恋	桂恋小学校	」を
削る。			

北海道人事委員会告示第8号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

空知支庁管内の項中			
「	夕張市若菜	若菜中央小学校	」を
「	夕張市若菜 夕張市若菜	若菜中央小学校 夕張市夕張小・若菜中央小・千代田中共 同調理場	」に
「	夕張市清水沢清陵町	清水沢小学校	」を
「	夕張市清水沢清陵町 夕張市清水沢清陵町	清水沢小学校 夕張市清水沢小・清水沢中共同調理場	」に

改める。

北海道人事委員会告示第9号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正する。ただし、警察職員給与条例関係の表北見方面管内の規定は、平成17年3月28日から適用する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与条例関係の表後志支庁管内の項中、			
「	寿都町字新栄町	寿都病院	」2」を
削り、十勝支庁管内の項中			
「	大樹町字生花	生花診療所	」4」を
削り、釧路支庁管内の項中			
「	白糠町庶路基線	釧路土木現業所事業部事業課ダム整備室	」2」を
削り、警察職員給与条例関係の表北見方面管内の項中「遠軽町1条通北3丁目」を「遠軽町大通北5丁目」に改める。			

北海道人事委員会告示第10号

平成13年北海道人事委員会告示第17号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

警察職員給与条例関係の表札幌方面管内の項中			
「	芦別市常磐町	芦別警察署常磐駐在所	」を
削る。			